

○文部科学省告示第百六十一号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条の規定に基づき、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月七日

文部科学大臣 下村 博文

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示  
 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育学・保育学関係の項を次のように改める。

教育学・保育学関係	教育学・保育学系	三	研究指導補助教員は、研究指導教員数と同数とする。
	教員養成系 学校教育専攻 特別支援教育専攻 幼児教育専攻 国語教育専攻	五 三 三 四	研究指導補助教員は、研究指導教員数の三分の二以上置くものとする。ただし、社会科学教育専攻及び理科教育専攻については、研究指導教員数と同数とする。 教科教育に係る専攻については、教科教育科目担

